

**brave**  
**movement**<sup>TM</sup>  
End Childhood Sexual Violence

子どもへの性的暴力根絶に向けて：  
**#BeBrave G7スコアカード**

深刻化する児童性的暴力の危機に対し、  
政府の迅速な対応が求められる

2025年6月

# 子どもへの性的暴力根絶に向けて： #BeBrave G7スコアカード

## 深刻化する児童性的暴力の危機に対し、 政府の迅速な対応が求められる

世界中で、子どもに対する性的暴力の危機が一層深刻化しています。過去1年間で、約8,200万人の少女と6,900万人の少年が何らかの形で性的暴力を受けたと報告されています。これは、毎秒およそ3人の少女と2人の少年が被害を受けている計算になります。<sup>1</sup> この問題は、基本的人権の侵害にとどまらず、子どもの健康、教育、ジェンダー平等、持続可能な開発といった重要な分野における進展を妨げる深刻な障害でもあります。さらに、デジタル化の進展に伴い、オンライン上の空間で子どもたちが直面するリスクも増大しており、その脅威はかつてないほど深刻です。2025年版 #BeBrave G7スコアカードでは、G7各国における児童性的暴力に対する政策を、オンラインとオフラインの両面から包括的に評価し、

### 概要:

2025年 #BeBrave G7スコアカードは、深刻な現状を明らかにしています。一部では進展が見られるものの、世界の裕福な国々は、拡大する児童性的暴力の危機に対処できていません。特に問題視されるのは財政支援の大幅な削減であり、G7のうち4カ国が政府開発援助（ODA）を大幅に削減しています。これは、最も投資が必要な時期に行われた決定であり、危機をさらに深刻化させる恐れがあります。G7サミットが50周年を迎える今、スコアカードは対策の遅れを強調し、さらなる行動が不可欠であることを訴えています。

<sup>1</sup> Together For Girls. (2024). Break the Record.

## 主な調査結果：

- ドイツは国家被害者評議会を法的機関として設立し、世界的な基準を確立しました。カナダも新たな被害者評議会を設立し、前向きな進展を見せていますが、正式な政府支援なしで運営されています。最近、フランスのフランソワ・バイル首相は、国家生存者評議会の設立に向けたフランスの意向を表明しました。また、イギリス政府も被害者・生存者委員会を設置し、生存者評議会の創設に取り組んでおり、G7諸国全体で前向きな動きが見られます。
- 2023年にオンライン安全法が導入され、Ofcomが最新の児童保護のための実施規範を策定したに加え、新たに提案されたAI関連リスクへの対応法案により、英国はオンライン安全規制の分野で相対的に最も大きな前進を遂げた。加えて、米国では2025年5月19日に署名された「TAKE IT DOWN法」の施行が進められ、CSAM（AI生成コンテンツを含む）の共有が犯罪化されています。これらの重要な取り組みや、オンライン上の児童に対する性的暴力を終わらせるための国際的なリーダーシップにもかかわらず、イギリスやアメリカを含むすべてのG7諸国において、まだ多くの課題が残されています。
- G7諸国の多くでは、司法の分野における法的な障壁がまだ残っている。児童に対する犯罪を含む性的暴力犯罪に関して刑事訴訟の時効を撤廃しているのは、英国、アメリカ、カナダの3か国のみである。
- G7のいずれの国でも、児童性的暴力に対する包括的な国家行動計画は策定されておらず、被害の予防、被害者の回復支援、司法手続きという三つの主要分野を包括的に網羅した対策が講じられていない。
- 世界的な児童保護の取り組みは、これまでにない財政的制約に直面している。G7のうち4か国が政府開発援助（ODA）の大幅削減を実施しており、最も脆弱な立場にある子どもたちを守るための重要な支援体制が崩れつつある。

2025年の #BeBrave G7スコアカードは、2022年に実施された初回の分析結果を基に作成されており、G7各国が国内および国際的に児童性的暴力にどのように取り組んでいるかを評価している。これまでのG7首脳声明では、児童への性的暴力を根絶する強い意思が表明されてきたが、本スコアカードは、そうした約束がどの程度実行に移されているかを検証するものである。また、2025年はG7にとって特に節目の年であり、各国の首脳がカナダ・カナダスキスで開催される50周年サミットに集まるタイミングで、この評価が行われる。

カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、イギリス、アメリカの7カ国は、児童性的暴力の根絶に向けた政策指標の達成度に基づき評価・順位付けされる。これらの指標は、Brave Movementの中核を担う被害者支援団体の提言をもとに策定されたものであり、彼らが共同でまとめたBrave G7行動要請の要素も反映されている。

指標は以下のとおりです。

1. 刑法における児童性的暴力に関する訴訟時効の撤廃。<sup>2</sup>
2. あらゆる形態のオンライン上の性的暴力を排除し、安全なインターネット環境を整備すること
3. 各省庁、地域、国家レベルにおいて、政府の支援または承認を受けた被害者評議会を通じて被害者との連携を図ること
4. 児童性的暴力に対処するための国家行動計画または戦略を策定・実施していること
5. 子どもを保護するための開発援助に対する財政的な投資（以下の要素に基づく）
  - 政府開発援助（ODA）への拠出状況
  - UNICEFへの拠出額
  - 計画的なODA支出に対する将来的な財政的コミットメント。

2025年の #BeBrave G7スコアカードは、G7各国および国際的な報告機関から入手可能な最新のデータに基づいて作成されており、主要な指標における進捗状況には専門家の評価も反映されている。G7全体として児童性的暴力に対する取り組みへの関心や意識が高まっていることは確かであるが、世界的に深刻化するこの問題に対して、求められる水準の進展は依然として十分に達成されていない。

## 暴力の深刻化に対する財政面での後退

スコアカードの結果からは、G7各国における財政的取り組みの深刻な実態が明らかになっている。児童に対するあらゆる暴力を防止・解決するための主要な財源である政府開発援助（ODA）は、必要とされる水準で優先されておらず、十分な効果を発揮するには至っていない。G7諸国の中で、国連が定めるODAの目標である国民総所得（GNI）比0.7%を達成しているのはドイツのみであるが、新たな政権によるODA予算削減の方針により、今後この達成状況にも影響が及ぶと見られている。<sup>3</sup>

また、児童保護に不可欠なUNICEFへのG7諸国からの資金拠出についても、同様に懸念される傾向が見られる。ドイツは1人あたり10.93米ドルを拠出しており適切な水準を維持している一方で、イタリア、日本、アメリカは大きく出遅れている。

今後を見据えると、G7各国および国際社会全体で援助予算のさらなる削減が進む可能性があり、憂慮すべき傾向が見られる。スコアカードの調査結果は、各国政府による今後のODA支出に関する発表も踏まえており、G7のうち4か国がすでにODA予算の大幅な削減に着手、または今後数年以内に実施する計画を進めていることが明らかになっている。こうした予算の縮小は、児童の搾取や虐待を防止するための重要な取り組みを危機にさらし、これまで築いてきた児童性的暴力への対応の成果を損なうおそれがある。

## デジタル保護の不備と拡大するオンライン上の脅威

オンラインでの児童性的虐待コンテンツの増加が深刻な懸念となっている。2023年には1億500万件を超える画像が検出され、児童に対するオンライン上での誘導（グルーミング）事案も2021年から2023年の間に300%以上増加している。<sup>4</sup> 英国の「オンライン安全法」や米国の「TAKE IT DOWN法」は重要な前進といえますが、G7諸国の多くの規制枠組みは、急速に進化する技術的脅威に対応するには依然として不十分な状況です。

<sup>2</sup> この分析は刑法上の SOL を参照しており、民法上の SOL は参照していません。

<sup>3</sup> CDU, CSU and SPD. (2025). [Verantwortung für Deutschland Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD.](#)

<sup>4</sup> National Center for Missing & Exploited Children. (2024). [Congress Holds 'Big Tech' Accountable in Monumental Child Safety Hearing.](#)

これらの重要な取り組みや、オンライン上の児童に対する性的暴力を終わらせるための国際的なリーダーシップにもかかわらず、イギリスやアメリカを含むすべてのG7諸国において、まだ多くの課題が残されています。

## 被害者の声の軽視

被害者の実体験は、効果的な政策立案に不可欠であるにもかかわらず、多くのG7諸国ではその声が十分に反映されていない。ドイツの法定国家生存者評議会は国際的な基準を確立していますが、カナダの新設された評議会も有望な動きを見せています。また、フランスの首相フランソワ・バイルー氏の国家生存者評議会設立への最近の誓約は前進を示しています。しかし、こうした取り組みは例外的なものであり、生存者の声は依然として十分に反映されていないのが現状です。

Brave Movementは、すべての子どもと若者が性的暴力の脅威から解放された世界の実現を目指している。この目標を達成するためには、今こそ、勇気ある決断と行動が求められている。

---

# #BeBrave G7 スコアカード カナダ

## 2025年G7サミットの開催国としてのカナダの役割:

カナダは、2025年のG7サミット開催国として、児童保護を国際的な優先課題として掲げる貴重な機会を迎えている。本年のサミットは、カナダが先住民コミュニティに対する過去の制度的虐待への対応を進めている最中に開催される。カナダ政府は最近、オンライン上の性的搾取を防ぐために最大4,000万カナダドルの連邦資金の拠出を約束したが、先住民の指導者たちは、「真実と和解委員会」の勧告や「MMIWG2S+正義への提言」の着実な実施を引き続き政府に求めている。

G7議長国としての責任、サミットの歴史的意義、そして国内での重要な社会運動が重なり合う中で、児童保護対策を一層強化するためのリーダーシップを発揮する絶好の機会となっている。カナダは、国家被害者評議会を通じて被害者の声を政策の中心に据え、厳格なオンライン安全法の施行や訴訟時効の撤廃を進めることで、G7各国、さらには国際社会における責任ある行動を促す重要な立場を担うことができる。



## カナダはG7諸国の中で3番目に良好な成果を上げていますが、国内外における児童の性的暴力の根絶に関しては、依然として限られた進展しか見られていません。

- カナダでは、包括的なオンライン安全法の制定にこれまで2度失敗している。プラットフォームへの責任を明確にし、デジタル安全委員会の設置を含む「オンライン有害行為法 (Bill C-63)」は、2025年1月の議会閉会により廃案となり、オンライン上での保護体制に大きな空白が残された。一方で、2025年3月にはオンラインでの性的搾取に対処するため、3,970万米ドルの拠出を表明している。<sup>5</sup> しかし、警察による最新の犯罪統計によれば、児童性的虐待に関するコンテンツの制作および拡散事案は2023年と比べて80.2%増加しており、状況の深刻化が明らかである。<sup>6</sup>
- 2024年に設立されたカナダ被害者評議会は、前向きな進展といえるが、現時点ではボランティアによって運営されており、政府からの正式な支援との連携が今後求められる。partnership.<sup>7</sup>
- カナダは、児童性的暴力に関する犯罪について刑事訴訟時効を撤廃している数少ないG7諸国のひとつである。<sup>8</sup>
- カナダは「インターネットにおける児童の性的搾取からの保護に関する国家戦略」を通じて、児童の性的暴力への対応を進めていますが、この戦略は予防、回復、そして司法の観点を十分に包含しているとは言えません。
- 児童保護に対するカナダの財政的支援は依然として不十分であり、国民総所得 (GNI)<sup>9</sup> 比0.38%と、国連が掲げる0.7%の目標を大きく下回っている。さらに2027年<sup>10</sup> までに20億カナダドルのODA削減が予定されており、今後さらなる後退が懸念される。UNICEFへの一人当たりの拠出額は6.18米ドルにとどまり、G7諸国が児童性的暴力の危機に対応するために必要とされる水準には達していない。<sup>11</sup>

5 Public Safety Canada. (2025). [Government of Canada invests in protecting children and youth from online sexual exploitation.](#)

6 Protect Children. (2024). [Sharp rise in reports of sexual crimes against children further underscores need for Canadian online safety laws](#)

7 Survivors Council of Canada. <https://survivorscouncil.ca/>

8 Miguel Hurtado et al. (Forthcoming). Brave & CHILDDGlobal SOL Task Force G7 Report.

9 OECD. (2023). [ODA as percent of GNI \(grant equivalent\) in 2023, by Development Assistance Committee \(DAC\) members](#)

10 Government of Canada. (2024). [Global Affairs Canada 2024-2025 Departmental Plan](#)

11 UNICEF. (2023) [Funding Compendium.](#)

# イギリス



**イギリスはG7諸国の中で最も優れた実績を上げており、オンライン上の性的暴力を終わらせるための国際的な取り組みを主導しています。**

- 一方でイギリスは、オンライン安全規制の分野において先駆的な位置づけを確立している。2023年に施行されたオンライン安全法では、オンラインプラットフォームに対し、児童性的虐待資料（CSAM）への迅速な対応を義務づけている。<sup>12</sup> さらに2025年4月には、Ofcomが子どもや保護者との協議を経て策定した新たな規制を発表し、テクノロジー企業に対して7月25日までの遵守を求めた。この規制には、年齢確認システムの強化、違法コンテンツの迅速な削除対応、不履行企業への業務停止などの制裁措置が盛り込まれている。<sup>13</sup> また、現在イギリスでは、犯罪・警察法案の審議を通じてAIを利用した性的虐待に関する新たな犯罪規定の導入も進められている。<sup>14</sup> インターネット・ウォッチ財団（IWF）の報告によれば、2023年にイギリス国内でホストされた児童性的虐待画像のURL数は287件で、前年の2022年と比べて55%の減少が確認されている。<sup>15</sup> イギリスは、G7の枠組みを含む国際的なオンライン安全対策にも主導的な役割を果たしており、オンライン安全に特化したグローバル基金（Safe Online）やWeProtectグローバルアライアンスへの支援も行っています。
- たとえば、北アイルランドでは2024～2031年の家庭内・性的虐待戦略が策定されるなど、分権政府による前向きな取り組みが進められているが、イギリス全体としては、国境を越えてすべての子どもを平等に保護する包括的な枠組みがまだ整備されていない。<sup>16</sup>
- イギリスは、G7の枠組みを含む国際的なオンライン安全対策にも主導的な役割を果たしており、オンライン安全に特化したグローバル基金（Safe Online）やWeProtectグローバルアライアンスへの支援も行っています。

12 Legislation.gov.uk. (2023). [Online Safety Act 2023](#).

13 Ofcom. (2025). [New rules for a safer generation of children online](#).

14 UK Parliament. (2025). [Crime and Policing Bill](#).

15 Internet Watch Foundation. (2023). [UK hosted child sexual abuse imagery](#).

16 Department of Justice (Northern Ireland). (2024). [Domestic and Sexual Abuse Strategy 2024-2031](#).

- イギリスは、児童性的暴力犯罪に関する刑事訴訟時効を撤廃している数少ないG7諸国のひとつである。<sup>17</sup>
- 児童保護に関するイギリスの財政的取り組みは、複数の側面で後退が見られる。もともと不十分とされていた政府開発援助（ODA）の拠出率は0.5%であったが、2025年2月<sup>18</sup>に発表されたさらなる削減方針により、2027年にはわずか0.3%にまで縮小される見込みである。<sup>19</sup>このような国際的資金提供責任からの後退は、世界中の子どもたちへの支援サービスを脅かすものです。オンライン安全対策のためのグローバル基金に対するイギリスの財政的支援は、高く評価され、歓迎されています。

17 Miguel Hurtado et al. (Forthcoming). Brave & CHILGlobal SOL Task Force G7 Report.

18 UK Parliament. (2025). [UK to reduce aid to 0.3% of gross national income from 2027](#).

19 UNICEF. (2023) [Funding Compendium](#).

## ドイツ



**ドイツはG7諸国の中で2番目に優れた実績を上げていますが、国内および世界における児童に対する性的暴力の根絶に関しては、依然として限られた進展しか見られていません。**

- 児童性的暴力に関する刑事訴訟時効の撤廃については一定の前進が見られるものの、さらなる法改正が必要である。<sup>20</sup> EU加盟国として、ドイツは改正「指令2011/93/EU」の採択を主導する立場にあり、これによりEU全体で強固な最低時効規定が義務化される見込みである。
- 政府の支援を受けた国家被害者評議会を通じて、ドイツはこの分野において模範的なリーダーシップを発揮している。2025年3月には大規模な法改正が行われ、独立委員会、被害者評議会、独立調査機関がいずれも法的機関としての地位を確立した。<sup>21</sup>

20 Miguel Hurtado et al. (Forthcoming). Brave & CHILGlobal SOL Task Force G7 Report.

21 G7各国において、第一線で活動する被害者支援の声を代表する方々にインタビューを実施しました。

- 安全なインターネット環境の整備に向けた対策は存在するものの、依然として十分とは言えない。インターネット・ウォッチ財団（IWF）の報告によれば、2023年にはドイツ国内でホストされた児童性的虐待画像のURLが12,984件確認されている。<sup>22</sup> EU加盟国として、ドイツは「児童性的虐待に関するEU規制」を主導し、オンラインプラットフォーム上のすべての児童性的暴力コンテンツの検出と削除を義務づける必要がある。
- ドイツはかつて児童性的暴力への対策として国家行動計画を策定したが、その実施状況は州や自治体によってばらつきがある。<sup>23</sup> 国連の特別報告者は、全国規模の児童保護戦略の策定と、その実施を監督する機関の設置をドイツ政府に求めている。<sup>24</sup>
- 財政指標においては極めて高い評価を得ており、2023年<sup>25</sup>の政府開発援助（ODA）は国民総所得（GNI）の0.82%と、国連が掲げる0.7%の目標を上回っている。また、UNICEFへの一人当たりの拠出額も10.93米ドル<sup>26</sup>と比較的高水準にある。ただし、2025年の連邦予算では開発資金の23%削減が予定されており、これまでの進展が後退する懸念がある。<sup>27</sup>

22 Internet Watch Foundation. (2023). [Annual Report 2023](#).

23 Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth. (2011). [Plan of Action 2011 of the Federal Government of Germany for the Protection of Children and Teenagers from Sexual Violence and Exploitation](#)

24 United Nations. (2024). [Germany: Special Rapporteur calls for consistent approach to child protection across the country](#).

25 OECD. (2023). [ODA as percent of GNI \(grant equivalent\) in 2023, by Development Assistance Committee \(DAC\) members](#).

26 UNICEF. (2023) [Funding Compendium](#).

27 Rosa Luxemburg Stiftung. (2024). [The German Government's Devastating Cuts to Foreign Aid](#).

## アメリカ合衆国



## 米国は、国内外における児童性的暴力の根絶に向けた取り組みにおいて、極めて限られた進展しか見られていない。

- 国内においては、児童性的暴力に関する刑事訴訟時効が連邦レベルで撤廃されており、生存者はいつでも正義を求める機会を持てるようになっている。<sup>28</sup>
- 米国は、特に「TAKE IT DOWN法」の制定により、若いアメリカ人にとってインターネットの安全性向上に向けた前向きな進展を遂げています。この法律の施行により、CSAM（AI生成コンテンツを含む）の故意の投稿や共有の脅迫が連邦犯罪とされました。また、テクノロジープラットフォームには、通知を受けてから48時間以内に問題のあるコンテンツを削除する義務が課されています。<sup>29</sup> この分野では大きな前進が見られるものの、オンライン上の性的虐待に対する既存の保護策は、依然として課題の規模に見合っておりません。IWFのデータによると、2023年には米国内で児童性的暴力の画像を含む41,502のURLがホストされていました。<sup>30</sup> 多数のテクノロジー企業やソーシャルメディアプラットフォームを擁する米国は、テクノロジー分野の規制を主導し、世界の子どもたちのための安全なオンライン環境を確保する上で、重要な役割を果たしています。
- 米国には、児童性的暴力への対応を包括的にまとめた国家行動計画が存在せず、予防、回復支援、司法の各分野において十分な対応がなされていない。<sup>31</sup>
- 米国はまだ国家生存者評議会を設立していませんが、特にファーストレディの主導により、生存者の視点を重視する取り組みが進められています。<sup>32</sup> これまでに、米国は人身売買に関する諮問評議会を設立し、13名の生存者リーダーが参加しています。<sup>33</sup>
- トランプ政権下で、米国は連邦援助の凍結を決定し、米国国際開発庁（USAID）の完全閉鎖という抜本的な予算削減を実施した。<sup>34</sup> 米国は長年にわたり国際援助の主要な拠出国としての役割を果たしてきただけに、こうした撤退は世界的な児童保護の取り組みにすでに深刻な影響を与えている。

28 Miguel Hurtado et al. (Forthcoming). Brave & CHILGlobal SOL Task Force G7 Report.

29 Congress Gov. (2025). [S.146 - TAKE IT DOWN Act](#)

30 Internet Watch Foundation. (2023). [Annual Report 2023](#)

31 US Department of Justice. (2023). [National Strategy for Child Exploitation Prevention & Interdiction](#).

32 G7各国において、第一線で活動する被害者支援の声を代表する方々にインタビューを実施しました。

33 G7各国において、第一線で活動する被害者支援の声を代表する方々にインタビューを実施しました。

34 The White House. (2025). [Reevaluating and Realigning United States Foreign Aid](#)

# イタリア



イタリアはG7諸国の中で最も低い評価を受けており、国内外における児童性的暴力の根絶に向けた取り組みは、極めて限定的な進展にとどまっている。

- 刑事訴訟時効に関するイタリアの法制度は、生存者の権利保護において依然として不十分である。<sup>35</sup> EU加盟国として、イタリアは改正「指令2011/93/EU」の採択を主導すべき立場にあり、これによりEU全体で児童性的暴力に対する明確かつ強力な最低時効規定の義務化が実現されることが期待されている。
- 安全なインターネット環境の構築に向けた取り組みも存在しているものの、十分とは言い難い。2022年のデータによると、「1.96.96」オンライン安全ホットラインに寄せられた通報のうち、88%が児童を対象とした犯罪であった。<sup>36</sup> さらに、2023年には郵便警察が2,739件の児童性的虐待コンテンツを含むウェブサイトを特定している。<sup>37</sup> EU加盟国であるイタリアは、「児童性的虐待に関するEU規制」の推進役となり、オンラインプラットフォームにおけるすべての児童性的暴力コンテンツの検出と削除を義務づける必要がある。
- 国家被害者評議会については、イタリアではいまだ設立されていない。<sup>38</sup>
- また、児童性的暴力への対応を体系的に示した包括的な国家行動計画も存在せず、予防、回復支援、司法対応といった各側面において十分な対策が講じられていない。<sup>39</sup>

<sup>35</sup> G7各国において、第一線で活動する被害者支援の声を代表する方々にインタビューを実施しました。

<sup>36</sup> Telefono Azzurro. (2023). [Dossier 2023](#).

<sup>37</sup> Polizia Di Stato. (2023). [Il 2023 della Polizia Postale](#)

<sup>38</sup> We have consulted with leading survivor advocates across the G7.

<sup>39</sup> Dipartimento per le politiche della famiglia. (2022). [Piano nazionale di prevenzione e contrasto dell'abuso e dello sfruttamento sessuale dei minori](#).

- イタリアの政府開発援助（ODA）への拠出は国際的な基準を大きく下回っており国民総所得（GNI）比でわずか0.27%にとどまっている。<sup>40</sup> UNICEFへの一人当たりの拠出額も2.26米ドルと極めて低く、G7諸国の中で最も少ない水準となっている。<sup>41</sup>

40 OECD. (2023). [ODA as percent of GNI \(grant equivalent\) in 2023, by Development Assistance Committee \(DAC\) members](#)

41 UNICEF. (2023) [Funding Compendium](#)

## 日本



**日本は、国内外における児童性的暴力の根絶に向けた取り組みにおいて、非常に限定的な進展にとどまっている。**

- 日本では、児童性的暴力に関する刑事訴訟時効が未だに撤廃されていない。<sup>42</sup>
- 安全なインターネット環境の整備に向けた一定の対策は講じられているものの、現状では十分とは言えない。2023年に警察が捜査を行った児童に関する暴力事件2,385件のうち、13.4%が児童性的暴力に関連するものであった。<sup>43</sup>
- 日本には、国家レベルの正式な被害者評議会はまだ設置されていない。しかし、ChildFund Japan、ECPAT/STOP Japan、キリスト教婦人矯風会、BeBrave Japan、ワールド・ビジョン・ジャパン、Springなどの市民団体による草の根の取り組みが活発化しており、生存者評議会や児童支援センターの設立に向けた働きかけが強まっている。こうした活動は、国会議員や政府関係者からの支持も得つつある。<sup>44</sup>

42 Miguel Hurtado et al. (Forthcoming). Brave & CHILGlobal SOL Task Force G7 Report..

43 Kyodo News, [Japan police report record high 123,000 child abuse cases in 2023](#).

44 G7各国において、第一線で活動する被害者支援の声を代表する方々にインタビューを実施しました。

- 日本は、児童性的暴力の防止を目的とした複数の国家行動計画を策定しており、2024年に策定された「児童性的暴力防止のための包括的対策推進計画」もその一例である。しかしながら、マンガ、アニメ、仮想コンテンツ、AI生成コンテンツといった領域における児童性的虐待コンテンツへの対応には、なお大きな課題が残されている。<sup>45</sup>
- 政府開発援助（ODA）は国民総所得（GNI）<sup>46</sup>の0.44%と依然として低水準ではあるものの、増加傾向にある。<sup>47</sup>

45 G7各国において、第一線で活動する被害者支援の声を代表する方々にインタビューを実施しました。

46 OECD. (2023). [ODA as percent of GNI \(grant equivalent\) in 2023, by Development Assistance Committee \(DAC\) members](#)

47 UNICEF. (2023) [Funding Compendium](#).

## フランス



**フランスは、国内外における児童性的暴力の根絶に向けた取り組みにおいて、非常に限られた進展しか見られていない。**

- フランスでは、児童性的虐待に関する刑事訴訟時効が依然として撤廃されていない。<sup>48</sup> EU加盟国として、フランスは改正「指令2011/93/EU」の承認を主導する責任を担っており、これによりEU全体で児童性的暴力犯罪に対する厳格な時効規定の義務化が見込まれている。
- インターネット上の安全確保に関する措置は導入されているものの、フランスにおける対策は依然として不十分である。インターネット・ウォッチ財団（IWF）のデータによれば、2023年にフランス国内でホストされた児童性的虐待画像のURL数は2,947件に上っている。<sup>49</sup> EU加盟国とし

48 Miguel Hurtado et al. (Forthcoming). Brave & CHILGlobal SOL Task Force G7 Report.

49 Internet Watch Foundation. (2023). [Annual Report 2023](#)

て、フランスは「児童性的虐待に関するEU規制」を推進し、オンラインプラットフォームにおけるあらゆる児童性的暴力コンテンツの検出と削除を義務づける必要がある。

- 現時点でフランスには、正式に政府の支援を受けた国家生存者評議会が存在していません。しかし、フランスの首相フランソワ・バイルー氏が最近、その設立を表明しました。これはフランス政府のトップによる初めての公約であり、フランスにおける「Brave Movement」の提唱活動が直接的な影響を与えた成果です。<sup>50</sup>
- また、児童性的暴力への対応を体系的に定めた包括的な国家行動計画も存在しておらず、予防、回復支援、司法対応といった重要な分野において十分な対応がなされていないのが現状である。<sup>51</sup>
- フランスの財政的対応は急激に悪化しており、バイルー政権は2025年1月に政府開発援助（ODA）予算の35%削減を決定した。この方針は、国際社会におけるリーダーシップの立場から大きく後退することを意味している。<sup>52</sup>

### バイルー首相、国家生存者評議会への支持を表明:

- フランソワ・バイルー首相は、2025年5月14日にパリの国民議会で国家生存者評議会の設立を支持すると発表しました。フランス政府のトップがこのような取り組みを公に支持するのは今回が初めてです。
- 首相は「被害者の声をより深く聞く」姿勢を強調し、独立した機関のもとで被害者評議会と科学評議会の設立を提案しました。
- 「Brave Movement」はこの発表を歓迎し、「フランスにおける児童への暴力を根絶するための重要な一歩」と評価しました。生存者の声を取り入れることは、効果的な政策や支援サービスの構築に不可欠であるとされています。

50 Brave Movement. (2025). [The Brave Movement welcomes the French PM's support for the creation of a victims council](#)

51 Ministère du Travail, de la Santé, des Solidarités et des Familles. (2023). [Plan de lutte contre les violences faites aux enfants 2023-2027.](#)

52 Public Sénat. (2025). [Budget 2025: le Sénat vote une coupe budgétaire de 35 % dans l'aide publique au développement.](#)

## 付録:

### 1. 方法論

各G7諸国は、国内および世界における児童性的暴力への対応状況に基づいて順位付けされている。

指標は、Brave Movementの中心的な被害者支援者によって作成され、彼らはG7行動要請を含む要求事項の策定にも協力している。

### 指標:

#### 1. 児童性的暴力に関する刑法上の訴訟時効の撤廃

トラウマや恐怖、被害の認識の遅れなどにより、多くの生存者は被害を受けてから何十年も経ってからようやく告白に至ることがある。時効を撤廃することは、こうした犯罪の特異性を認め、生存者が自らのペースで真実を語り、正義を求める権利を尊重するものである。

#### 2. あらゆるオンライン上の性的暴力を排除した安全なインターネット環境の構築

デジタル技術の発展により、児童性的暴力の発生場所が拡大している。この現状に対応するには、虐待コンテンツの制作・再生・流通・拡散に関する包括的な法制度が不可欠である。

#### 3. 省庁、地域、または国家レベルにおける政府支援または承認を受けた被害者評議会を通じた生存者との連携

生存者中心のアプローチは、児童性的暴力への対応における最善の方法とされている。政府の支援を受けた正式な評議会が存在することで、実体験に基づいた政策形成が可能となり、無意識のうちに被害者に新たな傷を与えるような施策を防ぐとともに、生存者自身の意思と尊厳を回復させることができる。

#### 4. 児童性的暴力に対応する国家行動計画または戦略の策定・実施

包括的な行動計画は、政府と市民社会の間で連携された対応を可能にし、対応の断片化を防ぐ枠組みを提供する。効果的な計画には、予防、回復、司法の3要素が統合されており、明確な責任の所在が設定されていることが求められる。

#### 5. 児童保護のための開発援助に対する財政的投資。これは、政府開発援助（ODA）およびUNICEFへの拠出、ならびに将来的なODA支出に関する計画的なコミットメントに基づいて評価される。

児童性的暴力への対応において、財政投資は具体的な決意を示す重要な指標であり、不可欠な要素となる。十分な資金が確保されなければ、予防策、支援サービス、司法制度は十分に機能しない。G7諸国には、世界的な児童保護の取り組みに応じた貢献を行う能力がある。政府開発援助

(ODA) やUNICEFへの拠出は、脆弱な立場にある子どもたちに直接的な影響を与えるほか、今後の財政的支援への継続的なコミットメントは、政治的意思の維持を示すものでもある。

## ランキングの算出方法

各国は、それぞれの指標における取り組み状況に応じて1～10点のスコアが付与され、全体の合計点によって最終的な順位が決定される。

各指標に対する評価は、以下の基準に基づいて採点されている:

### 児童性的暴力に関する刑事訴訟時効の撤廃に関する評価基準<sup>53</sup>

- **0～1.9点**: 犯罪が発生した時点から時効が開始される。
- **2～3.9点**: すべての児童性的虐待 (CSA) 犯罪において、時効が47歳以下で終了する。
- **4～5.9点**: 重大なCSA犯罪に関しては、時効が48歳以降に設定されている。
- **6～7.9点**: 重大なCSA犯罪には刑事訴訟時効が設けられていない。
- **8～10点**: ほとんど、またはすべてのCSA犯罪に対し、刑事訴訟時効が完全に撤廃されている。

### オンライン上のあらゆる性的暴力を排除した安全なインターネット環境の整備に関する評価基準

- **00～1.9点**: 児童を含む性的コンテンツの「製作<sup>54</sup>・再製作<sup>55</sup>・配布<sup>56</sup>・拡散<sup>57</sup>」の4つの行為のうち、1つ以上が法的に未規制であり、保護措置は1項目以下にとどまっている。
- **2～3.9点**: 4項目中2項目以下にしか保護措置が講じられていない。
- **4～5.9点**: 4項目中3項目以上に関して法律上の規制はあるが、実施状況が不十分または適切に機能していない。
- **6～7.9点**: 4項目すべてに法的な規制があるものの、運用面において実効性が不足している。
- **8～10点**: 児童を含む性的コンテンツに関する4項目すべてを網羅した包括的な法制度が整備され、施行の実績や効果測定、定期的な監視体制により、制度が実効的に機能していることが確認されている。

### 被害者支援に関する政府公認または支援を受けた国家被害者評議会の設立状況<sup>58</sup>

- **0-1.9**: 被害者評議会との政府の関与が全くない。
- **2-3.9**: 被害者評議会の設立に向けた非公式な表明があるが、まだ実現していない。
- **4-5.9**: 部門、地域、または国家レベルで生存者評議会が設立されるものの、政府からの支援や承認は限定的である。

53 Miguel Hurtado et al. (Forthcoming). Brave & CHILGlobal SOL Task Force G7 Report.

54 「制作」とは、児童性的虐待資料 (CSAM) を最初に作成することを指します。性的な文脈における子どもの姿を記録、撮影、撮影、ライブストーリーミング、または人工的なイメージを生成することによる事をふくみます。

55 「再生」とは、既存の児童性的虐待資料 (CSAM) をダウンロード、保存、複製の作成、またはファイル形式の変換を通じて、コピー・複製・再作成する行為を指します。

56 「流通」とは、児童性的虐待資料 (CSAM) を他者と意図的に共有する行為であり、その手段としては販売、交換、または電子通信を通じたアクセスの提供などが含まれます。

57 「拡散」とは、児童性的虐待資料 (CSAM) へのアクセスを国境を越えて、またはより広範な対象に対して促進する行為を指し、これには輸出入、専用プラットフォームの運営、CSAMの入手経路の宣伝などが含まれます。

58 G7各国において、第一線で活動する被害者支援の声を代表する方々にインタビューを実施しました。

- **6-7.9:** 各省庁、地域、または国家レベルで被害者評議会が設立されているが、政府の支援や承認は限定的である。
- **8-10:** 政府の支援や承認を受けた、完全に機能する国家被害者評議会が設立されている。

### 児童性的暴力対策のための国家行動計画または戦略の実施状況

- **0-1.9:** 児童性的暴力に対処する国家行動計画や戦略が存在しない。
- **2-3.9:** 児童性的暴力に対処する国家行動計画または戦略の策定に向けた非公式な議論が進められている。
- **4-5.9:** 児童性的暴力に対処する国家行動計画または戦略の策定が正式に表明されている。
- **6-7.9:** 児童性的暴力対策のための国家行動計画が存在するが、予防、回復、司法を包括的に扱う十分なプログラムや政策が整備されていない。
- **8-10:** 予防、回復、司法を含む包括的な国家行動計画または戦略が実施され、適切なプログラムや政策が整備されている。

### 児童保護に対する開発援助の財政的投資:

#### a) 政府開発援助（ODA）およびUNICEFへの拠出額をもとに評価（GNIに対する比率で調整）。

i) ODAへの拠出は、OECDが公表する「2023年のGNI比ODA（贈与等価ベース）」のデータに基づいて次のように評価される：<sup>59</sup>

- **0～1.9点（ダークレッド）：0.00～0.29**  
GNI比で0.29以下のODAは、極めて限られた貢献と見なされる。
- **2～3.9点（レッド）：0.30～0.39**  
0.39以下の水準は、最低限の貢献と評価される。
- **4～5.9点（オレンジ）：0.40～0.49**  
0.40以上の拠出は一定の努力を示すが、児童性的暴力の根絶に必要な莫大な資金に対して、当該国のGDPに基づく「公平な負担割合」には遠く及ばない。
- **6～7.9点（イエロー）：0.50～0.69**  
0.50以上の拠出はある程度の貢献と見なされるが、それでも依然として公平な国際的負担基準には達していない。
- **8～10点（グリーン）：0.70以上**  
児童性的暴力の根絶に必要なとされる国際的資金の中で、当該国のGDPに基づく妥当な負担割合を達成していると評価される。

ii) UNICEFへの拠出額:

各国のUNICEFへの一人当たりの拠出額（米ドル）は、2023年の資金調達概要に基づいて算出されている。<sup>60</sup>

- **0-1.9（ダークレッド）：0.00 - 1.99** — 1.99米ドル以下は極めて少額の拠出と見なされる。
- **2-3.9（レッド）：2.00 - 3.99** — 3.99米ドル以下は極めて少額の拠出と見なされる。

<sup>59</sup> OECD. (2023). [ODA as percent of GNI \(grant equivalent\) in 2023, by Development Assistance Committee \(DAC\) members.](#)

<sup>60</sup> UNICEF. (2023). [Funding Compendium.](#)

- 4-5.9 (オレンジ) : 4.00 - 5.99 — 4.00米ドル以上の拠出は一定の貢献を示すが、児童性的暴力の根絶に必要な数十億ドル規模の資金と比較すると不十分であり、各国のGDPに基づく適正な負担割合を満たしていない。
- 6-7.9 (イエロー) : 6.00 - 7.99 — 6.00米ドル以上の拠出は一定の貢献を示すが、児童性的暴力の根絶に必要な数十億ドル規模の資金と比較すると不十分であり、各国のGDPに基づく適正な負担割合を満たしていない。
- 8-10 (グリーン) : 8.00以上 — 各国のGDPに基づく適正な負担割合を満たし、児童性的暴力の根絶に必要な資金に十分対応している。

b) 2025年に予定されているODA支出に関する公的なコミットメント。

- 0-1.9: 公的発表により、今後数年間で児童性的暴力対策のODA支出がほぼ完全に削減、または廃止されることが示されている。
- 2-4.9: 公的発表により、今後数年間で児童性的暴力対策のODA支出が軽微から大幅に削減される可能性があることが示されている。
- 5-5.9: 公的発表により、児童性的暴力対策のODA支出が今後も現状維持となることが示されているが、必要な投資の増加には対応できていない。
- 6-7.9: 公的発表により、児童性的暴力対策のODA支出が今後一定の増加を見込んでいることが示されている。
- 8-10: 公的発表により、児童性的暴力対策のODA支出が今後大幅に増加し、必要な投資の拡充に対応することが示されている。

## 総合ランキングの算出方法：

1. 各指標で獲得した合計ポイントを、全体の指標数（5）で割り、平均スコアを算出します。
  - a) 補足：財政的投資に関する評価については、サブ指標A（iとiiを同等の重みで算出）およびサブ指標Bを、それぞれ均等に評価した上で平均を取り、1つの指標としてのスコアを算出しています。
2. 各国の総合評価は次の手順で決定されます：
  - a) すべての指標のスコアを合計し、それを5で割って平均点を算出。この平均点が0～10のスケールで最終スコアとなります。
3. 得られたスコアに基づき、以下のとおり評価カテゴリーを設定しています：
  - a) **8～10点**：すべての分野において模範的な取り組みが行われている
  - b) **6～7.9点**：高いレベルでの対応が見られるが、改善が必要な点もある
  - c) **4～5.9点**：対応にばらつきがあり、改善の余地が大きい
  - d) **2～3.9点**：一部に進展はあるものの、全体としては不十分な対応
  - e) **0～1.9点**：ほとんど、あるいはすべての分野において対応が著しく不十分

## 脚注

# #BeBrave G7 スコアカード

執筆:

Brave Movementを代表して、Brave Movement G7タスクフォースのメンバーの助言と修正を受けて、Future Advocacyが作成しました。

[bravemovement.org/](http://bravemovement.org/)

デザイン:

IWORDS Global

[www.iwordsglobal.com](http://www.iwordsglobal.com)

---